

令和3年6月24日・25日

# 総務委員会資料

## 【一般事件案】

承認第1号議案

令和2年度島根県一般会計補正予算（第13号）

～令和2年度警察関係補正予算（3月31日専決処分）説明資料～ … 1頁

## 【報告事項】

新型コロナワクチンの職域接種について … 2頁

警察行政手続サイトの運用開始 … 3頁

反則金の納付方法の拡大 … 4頁

特殊詐欺被害防止対策について … 7頁



島根県警察本部

令和2年度警察関係補正予算（3月31日専決処分）説明資料

歳出予算

(単位:千円)

課名 款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額	財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
警察本部	20,702,204	▲ 34,747	20,667,457	1,484	▲ 32,200		▲ 4,031
警察費	20,699,927	▲ 34,747	20,665,180				
警察管理費	18,990,982	▲ 34,747	18,956,235				
公安委員会費	8,202	0	8,202				
警察本部費	17,749,467	0	17,749,467				
装備費	21,224	0	21,224				
警察施設費	592,457	▲ 34,747	557,710			警察施設整備費	
運転免許費	619,632	0	619,632				
警察活動費	1,708,945	0	1,708,945				
警察活動費	1,708,945	0	1,708,945				
災害復旧費	2,277	0	2,277				
県有施設等災害復旧費	2,277	0	2,277				
県有施設等災害復旧費	2,277	0	2,277			駐在所災害復旧費 【財源更正】 国補・県債の増、一財の減	

## 新型コロナワクチンの職域接種について

### 1. 経緯等

- ・ 保健所、防災航空隊などの職員に対しては、医療従事者等の優先接種（国の接種ルール）の一環として、ワクチン接種を実施
- ・ 新たに、以下の職員について、市町村が進めている住民接種に影響を与えない体制、規模の範囲内で、職域接種として実施予定

### 2. 対象職員

#### (1) 警察業務関係職員

##### ①接種理由

コロナ禍においても県内の警察業務の適切な遂行に支障が生じないように、当該業務に関係する者の発症及び重症化等を防止する必要があるため。

##### ②対象人数

約2,000名

#### (2) 特別支援学校教職員

##### ①接種理由

特別支援学校は、重症化リスクが高いとされる基礎疾患を有する児童・生徒が通学するため、当該学校教職員の発症及び重症化リスクの軽減を図るため

##### ②対象人数

約1,000名（特別支援学校に在職する全ての教職員）

### 3. 接種方法

#### (1) 実施形態

県警が、警察業務関係職員及び特別支援学校教職員を接種対象にした職域接種として実施（県警申請済・厚生労働省確認完了）

#### (2) 接種会場・要員

県立中央病院を会場に、当該病院の医療従事者により接種  
会場運営は、県警職員及び県教育庁職員により実施（保健師を含む）

#### (3) 実施期間

令和3年7月10日～25日、8月7日～22日の土・日曜日（12日間）  
※この他、予備日として2日間程度

#### (4) その他

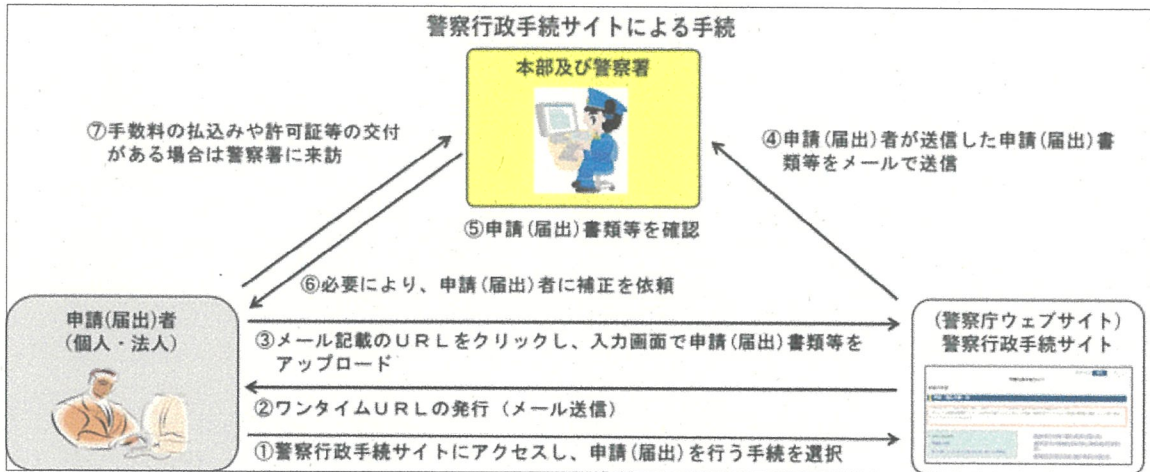
本接種に当たり、県立中央病院においては、県全域に対する高度な三次医療の提供や新型コロナウイルス感染症への対応等に影響が生じない範囲内で、接種を実施

1 概要

警察における行政手続のオンライン化の一環として、警察庁が構築した「警察行政手続サイト」により、一部の県公安委員会宛て申請等をオンラインで受け付ける運用を開始するもの

2 警察行政手続サイトによる手続

申請（届出）者が、警察庁ウェブサイト上の「警察行政手続サイト」にアクセスし、必要な申請（届出）書類等をアップロードすると、当該申請（届出）書類等が県警察の申請先警察署等に送信され、審査・処理を行うもの



(1) 運用開始日

令和3年6月1日

(2) 対象手続

ア 道路交通法関係

- 道路使用許可の申請（道路交通法第78条第1項）（※）
- 道路使用許可の変更の届出（道路交通法第78条第4項）（※）
- 道路使用許可の再交付の申請（道路交通法第78条第5項）

イ 警備業法関係

- 服装の届出（警備業法第16条第2項）
- 服装の変更の届出（警備業法施行規則第32条）

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係

- 責任者の選任の届出（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項）

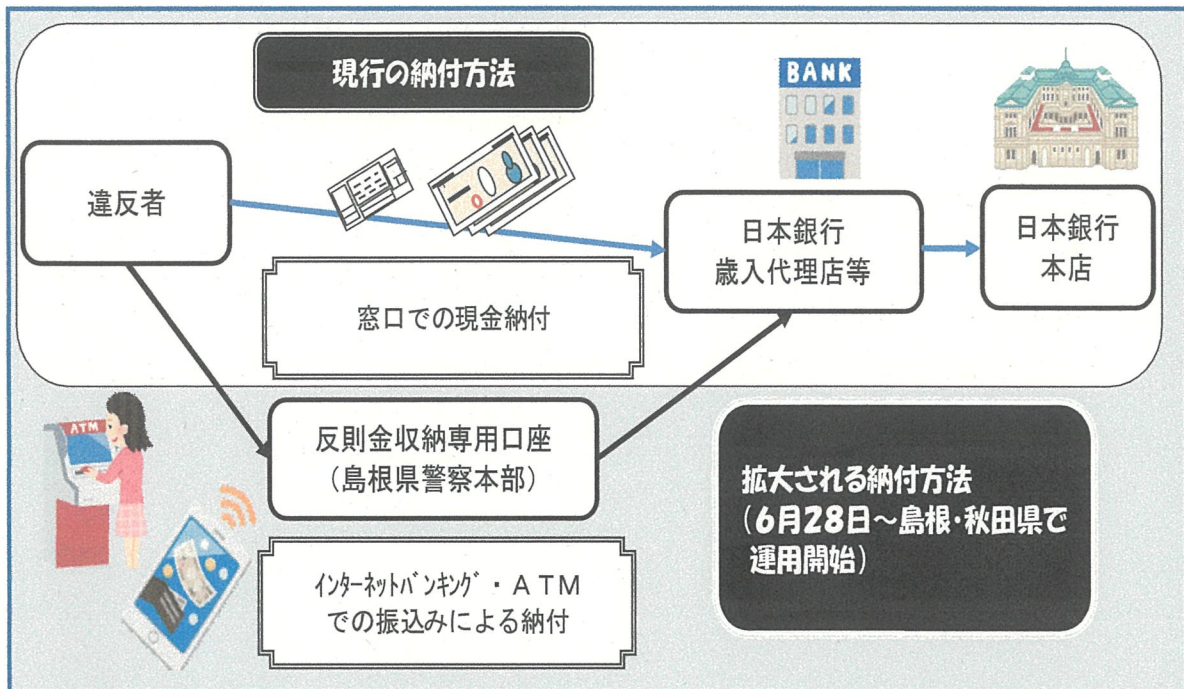
※印の手続は、基本的に定型的・反復継続して行うものを受け付ける。

3 その他

警察行政手続サイトの運用状況を踏まえ、警察庁において対象手続の追加や、より利便性の高いシステムの導入等を検討する。

### 1 概要

交通反則切符の反則金の納付について、現行の納付書による現金納付に加えてATMやインターネットバンキングから島根県警察本部の反則金収納専用口座に振込納付を可能とするもの。



### 2 運用開始日

令和3年6月28日

### 3 県警察における反則金の収納

- (1) 県警本部において反則金収納専用の口座を開設
- (2) 領収した反則金を歳入代理店へ払込み
- (3) 違反情報と納付情報 (入金明細) の突合による納付確認

### 4 反則金収納専用口座

金融機関：山陰合同銀行県庁支店  
口座名：島根県警察専用反則金

### 5 その他

振込手数料は振込者の負担

島根県の警察官が告知した交通違反の

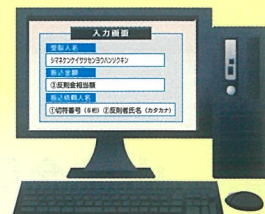
**反則金が**

銀行ATM・

インターネットバンキングで

**振り込めます**

※振込手数料は本人負担です。



振込口座 山陰合同銀行 県庁支店 (支店コード005)  
 \* \* \* \* 普通 4504555  
 \* \* \* \* 口座名 シマネケンケイサツセンヨウハンソクキン

振込依頼人名 切符番号(6桁) + 反則者氏名(カタカナ)  
 振込金額 交通反則金の金額

② 反則者氏名(ふりがな)

① 切符番号(6桁)

③ 反則金相当額

納付期限内に入金してください

入力画面(例)

受取人名

シマネケンケイサツセンヨウハンソクキン

振込金額

③ 反則金相当額

振込依頼人名

① 切符番号(6桁) ② 反則者氏名(カタカナ)

記入例

999999シマネタロウ

※6桁の切符番号に続き、反則者氏名をカタカナで入力してください。

※実際の画面と異なる場合があります。

注意事項

- 切符番号(6桁)と反則者氏名(カタカナ)を必ず入力してください。
  - 島根県の警察官が告知した違反に限ります。
  - 納付期限内に入金してください。
- ※裏面もご覧ください。

島根県警察本部

## \* 島根県警察専用反則金振込口座 \*

山陰合同銀行 県庁支店 (支店コード 005)

普通 4 5 0 4 5 5 5

口座名 シマネケンケイサツセンヨウハンソクキン

反則金の振込み  
専用です!

### 注 意 事 項

- 警察官から交付された納付書による金融機関窓口での納付も可能です。
  - 振込みの際、ATM・インターネットバンキングともに、「振込依頼人」等の欄に、**切符番号(6桁)と反則者氏名(カタカナ)**を必ず入力してください。
  - 反則金の振込みは島根県の警察官が告知した交通違反に限ります。  
他県の反則金は振込みできません。
  - 納付期限内に県警の口座に入金されるよう、振り込んでください。  
振り込めば、納付書は破棄してください。
  - **振込手数料は振り込む方の負担です。**  
**反則金から差し引かないでください。**
  - 領収書は発行されません。  
入金を確認できる明細や画面コピー等を保存してください。
  - 複数の反則金を入金する場合、**どれか1つの切符番号(6桁)**を入力してください。
  - 駐車違反に係る放置違反金はこの口座に振り込むことができません。
- ☆ 一部のATMでは入金できません。  
☆ ATM、インターネットバンキングの操作方法は各金融機関にお問合せください。

◎ ご不明な点は、

島根県警察本部

交通部交通指導課交通反則通告センター

TEL 0852-26-0110 (代)

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

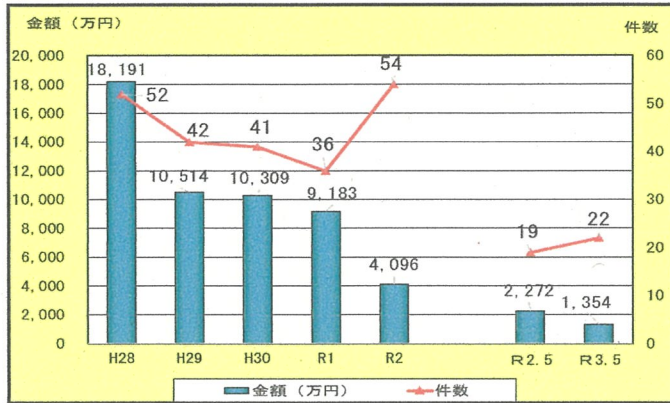
まで、御連絡ください。



▲  
詳しくはコチラの  
QRコードでアクセス  
してください。

島根県警察本部

1 特殊詐欺被害の発生状況（令和3年5月末）



島根県警特殊詐欺広報大使

井手上 漠（海士町出身）さん

2 特殊詐欺被害抑止対策の推進状況

(1) 広報啓発活動

- ワクチン接種会場等における広報活動  
ワクチン接種会場における待機時間を活用した広報啓発
- 情報発信活動  
「みこぴー安全メール」「ツイッター」等を用いた迅速な情報発信や「コールセンター事業」による直接的な注意喚起
- 「心理学から学ぶサギ撃退講座」の普及  
騙されることへの「気づき」を与える心理学的な要素を取り入れた防犯教室の実施



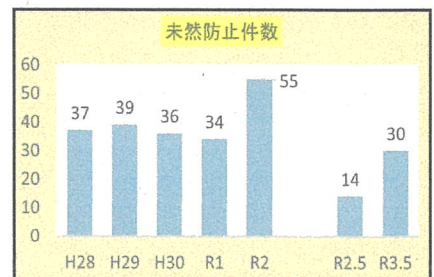
【ワクチン接種会場での広報状況】



【担当警察官によるコンビニ協力依頼】

(2) 被害の未然防止対策

- コンビニエンスストアとの連携  
電子マネー型への対策として、店舗ごとの担当警察官による警戒と協力依頼
- 金融機関との連携  
メールネットワークなどによる情報発信、ATMや店舗窓口での警戒及び注意喚起
- 未然防止謝礼制度  
適切な声かけや説得により、被害の未然防止に貢献された方に謝礼品を交付



【未然防止件数の推移】